

# 白井市審議会等に係る一時的保育実施要綱

平成25年4月1日施行

令和3年6月16日改正

## (目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）の会議の開催時に、当該審議会等の委員が養育する子どもの一時的保育を実施することにより、子育て中の市民が意見を述べる機会を確保し、市政への参加を促進することを目的とする。

## (対象者)

第2条 一時的保育の対象者は、審議会等の委員（市内に在住又は在勤の者に限る。）が養育する生後6箇月から10歳までの子どもとする。

2 前項の規定にかかわらず、子どもが感染症にかかっていると認められるときその他市長が不相当と認めるときは、一時的保育を行わないものとする。

## (内容)

第3条 一時的保育の内容は、次のとおりとする。

(1) しろいファミリーサポートセンターに登録している提供会員がその自宅で行う一時的保育

(2) 保育ボランティアが白井市庁舎の会議室等で行う一時的保育  
(利用日時)

第4条 一時的保育を利用できる日は、審議会等の会議の開催日とし、利用時間は当該会議の開催時間等を考慮して市長が必要と認める時間とする。

## (利用の届出)

第5条 一時的保育の利用を希望する委員は、当該審議会等の会議開催日の2週間前までに、一時的保育利用希望届（別記第1号様式）により市長に届け出なければならない。

(費用の請求)

第6条 提供会員又は保育ボランティアは、一時的保育を実施したときは、その費用について一時的保育費用請求書(別記第2号様式)により市長に請求するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

### 一時的保育利用希望届

（宛先）白井市長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

子どもの一時的保育を希望するので、次のとおり届け出ます。

審 議 会 等 名	
利 用 日	年 月 日
利用時間（予定）	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
子どもの氏名・年齢	( 歳) ( 歳) ( 歳)
希望する一時的保育	<input type="checkbox"/> しろいファミリーサポートセンター <input type="checkbox"/> 保育ボランティア ※希望するほうにレ印を付けてください。

年 月 日

一時的保育費用請求書

（宛先）白井市長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

一時的保育に係る費用について、次のとおり請求します。

1 請求額 一金 \_\_\_\_\_ 円也

2 保護者（委員）氏名

3 対象者（子ども）氏名

4 利用日及び利用時間

年 月 日

午前・午後 時 分～午前・午後 時 分

5 振込先

金 融 機 関 名	銀行・金庫 農協・組合
支 店 名	本店・支店 支所・出張所
預 金 種 別	普通 当座
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	